

6 循 第 1 9 号
令和6年7月29日

安城市ごみ減量推進委員会会長 様

安城市長 三星元人

一般廃棄物処理手数料の改定について（諮問）

現行の一般廃棄物処理手数料は、処理原価と乖離が生じており、ごみ処理経費の適切な負担の観点から、手数料の額について検討する必要があるため、安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（昭和47年安城市条例第12号）第15条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。